

○財務省告示第四十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年一月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月十二日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（物価連動・十年）  
（第十七回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項及び第四十七条

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法  
振替機関は日本銀行とする。  
の適用を受けるものとし、その  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札の募入の決定をした後  
に行われる入札であつて、財務  
大臣が各国債市場特別参加者ご  
とに応募限度額を定めるものに  
よる発行（以下「国債市場特別  
参加者・第Ⅱ非価格競争入札発  
行」という。）

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
ものからそのうち応募額を順次割

イ 価格競争  
入札発行

九	八	七							六																	
		口			イ				口			イ				口										
振替単位	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国	
	替	低	入	札	格	・	第	参	市	札	格	競	札	格	・	第	参	市	札	格	競	札	格	・	第	参
	単	額	札	格	・	第	参	市	札	格	競	札	格	・	第	参	市	札	格	競	札	格	・	第	参	市
	位	金	発	行	競	Ⅱ	加	場	行	競	行	競	行	競	Ⅱ	加	場	行	競	行	競	行	競	Ⅱ	加	場
す	額	十						三	三																	
る	の	万						十	千																	
。	記	円						七	百																	
	載							億	七																	
	又							六	十																	
	は							百	一																	
	規							五	億																	
	定							十	七																	
	に							万	千																	
	よ							円	五																	
	る								十																	
	最								万																	
	低								円																	
	額																									
	の																									
	面																									
	金																									
	と																									
	簿																									

込募各各  
 みの限国  
 の度債  
 応額の市  
 募額の特  
 を範囲内  
 を割りに  
 りお  
 当いて  
 てる各  
 の申  
 応

五国条特  
 億債の別  
 円につ規  
 いてに計  
 、基に  
 額き  
 面発  
 金行  
 額した  
 で三利  
 十付

三  
 十  
 七  
 億  
 六  
 百  
 五  
 十  
 万  
 円

振替法の  
 の記載の  
 規  
 定  
 に  
 よ  
 る  
 振  
 替  
 口  
 座  
 簿



十五 経過の払込み

募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に追加、次の算式によ  
り算出した金額を第二十二号に  
規定する期日に払い込むものと  
する。

$$\text{額面金額の総額} \times 1.007 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{126}{365}$$

十六 初期利子

平成二十六年三月十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十八号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期利子

毎年三月十日及び九月十日を支  
払期とし、各支払期において、  
次の算式により算出した金額を  
支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限

平成三十五年九月十日  
第十四号の規定により算出され  
た償還期限における想定元金額  
ただし、当該想定元金額が額面  
金額を下回る場合には、額面金  
額とする。

二十 元利金支

日本銀行

二十一 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日

平成二十六年一月十四日